

第1章 基本構想

A. 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、これまで高齢者福祉計画、障害者(児)福祉基本計画、児童育成計画、保健計画といった健康福祉分野における個別計画を策定し、その目標達成に向けて積極的に取り組んでいます。また、地域福祉活動に関しては、長岡京市社会福祉協議会において地域福祉活動計画が策定され、ふれあいのまちづくり事業をはじめ、各種の地域福祉活動を展開しているところです。

しかしながら、経済の長期にわたる低迷、少子・高齢化、国際化、情報化の進行など、市民生活を取り巻く環境が大きな転換期を迎える中、家庭や地域社会が果たす役割も変化し、市民の健康福祉に対するニーズも複合・複雑化、或いは多様化しつつあります。このような健康福祉ニーズの複合・複雑化に対しては従来の個別計画での対応だけでは限界があり、個別分野を総合化した福祉のあり方が必要になっています。また、多様化する福祉ニーズに対しては従来の福祉領域にとどまらず、広く生活課題全般を対象とした福祉のあり方が求められています。

一方、国においては社会福祉基礎構造改革を進めており、これまでの「措置」制度によるサービス提供から新たに「契約」制度によるサービス提供へと大きな転換が図られているほか、従来の社会福祉事業法にかわって、新たに社会福祉法を制定（平成12(2000)年6月施行）し、それに基づき地域福祉の推進を図っているところです。

そこで、「長岡京市第3次総合計画」（平成13(2001)年3月策定）の福祉・保健・医療に関する主要テーマである「だれもが安心して暮らせるまちづくり」、「新保健計画」（平成15(2003)年3月策定）の基本理念である「一次予防という観点を重視し、市民が主役の自主的な健康づくりのための行動目標を整理して、日常生活における取り組みを中心とした健康づくり活動の普及を推進する」等を踏まえ、“だれもが安心して、生きがいをもって生活できる地域社会”をめざして、個別計画において共有する本市の健康福祉ビジョンを定めるとともに、本市において市民と共に取り組み、健康福祉のあり方や方策等を明らかにするため、「長岡京市地域健康福祉計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「長岡京市第3次総合計画」の中の福祉・保健・医療に関する分野別計画であるとともに、この分野の中核的な計画です。したがって、本計画では、高齢者福祉計画、障害者(児)福祉基本計画、児童育成計画、保健計画といったこの分野の個別計画において共有する理念、重点施策、主要施策等を取りまとめたものであり、これら以外の個々の具体的な取り組みについては、個別計画に委ねられるものとします。また、本

計画には、地域福祉の個別施策に関する内容も含まれており、その部分については他の個別計画と同様な位置づけとなります。

一方、長岡京市社会福祉協議会において策定される地域福祉活動計画とは、めざすべき本市の健康福祉像等において共有化を図っていくとともに、本計画における地域福祉の個別施策と地域福祉活動計画における具体的な地域福祉活動事業との整合を図っていくものとします。

なお、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成15年度を初年度とし、「長岡京市第3次総合計画基本構想」の最終年度である平成27年度を目標年度とする13年間とします。

なお、概ね最初の3年間を「前期（平成15～平成17年度）」、次の5年間を「中期（平成18～平成22年度）」、最後の5年間を「後期（平成23～平成27年度）」とし、各期末には見直しを行うものとします。

4. 国における地域健康福祉の動向

我が国の健康福祉政策は、社会福祉基礎構造改革の議論が始まった平成9（1997）年前後から、大きな転換期を迎えました。

その中で、最も重要な意味をもつのが、平成12（2000）年に行われた社会福祉法を含む8つの法律の改正です。この改正の要点は下記のとおりですが、特に、従来の「行政が行政処分によりサービス内容を決定する措置制度」から「利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する利用制度」へという福祉サービスの利用制度化が位置づけられたこと、市町村地域福祉計画に関する条文が設けられるなど地域福祉の推進が明確に位置づけられたことなどを挙げるすることができます。

また、これ以外の、この間における健康福祉施策の動向を、分野別に整理すると以下のとおりです。

（健康）

平成12（2000）年度から、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会をめざし、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的に「健康日本21（21世紀における国民健康づくり運動）」を推進しています。

また、平成13（2001）年度からは、21世紀の母子保健の主要な取り組みを提示するビジョンであり、かつ、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画である「健やか親子21」を推進しています。

(社会福祉)

先に述べた社会福祉基礎構造改革は、平成10(1998)年6月に「中間まとめ」が発表され、それを具体化したかたちで、平成12(2000)年には社会福祉法を含む8つの法律の改正が行われました。

(児童関連)

平成9(1997)年には児童福祉法が改正され、保育所入所に関して、措置制度から選択利用制度へ転換しました。

また、平成12(2000)年には児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)が成立し、児童虐待の防止に関する市町村の責務、児童虐待の早期発見や通告に関する規定が設けられました。

(高齢者関連)

平成9(1997)年には介護保険法が成立し、平成12(2000)年度から介護保険制度が開始されました。

(障害者関連)

上述した平成12(2000)年の社会福祉法を含む8つの法律の改正に伴い、措置制度から利用制度へ転換し、平成15(2003)年度から「支援費制度」が開始されます。

(その他)

平成10(1998)年に「特定非営利活動促進法」が成立(同年12月施行)し、同法によるNPOの法人化(特定非営利活動法人)が進められています。

平成11(1999)年の民法改正に伴い、平成12(2000)年4月から新しい成年後見制度が開始されました。

平成12(2000)年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」が成立し、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設を中心とした一定の地区において旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化が重点的・一体的に推められています。

平成13(2001)年には、婦人相談所を中心とした配偶者暴力相談支援センターの整備や保護命令制度の導入等を定めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が成立しました。